

○豊中市伊丹市クリーンランド個人情報の保護 に関する法律施行条例

制定 令和5年2月10日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関（管理者、公平委員会及び監査委員をいう。）は、保有している法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイル（以下「条例個人情報ファイル」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 条例個人情報ファイルの名称
- (2) 当該実施機関の名称及び条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 条例個人情報ファイルの利用目的
- (4) 条例個人情報ファイルに記録される項目（以下「条例記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として条例個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (5) 条例個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「条例記録情報」という。）の収集方法
- (6) 条例記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 条例記録情報を当該実施機関等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 法第76条第1項、法第90条第1項又は法第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他組合規則で定める事項

2 前項の規定は、条例個人情報ファイルであって、法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号並びに法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、条例記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用

目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その条例記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその条例個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、零円とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 前項の費用の額は、組合規則で定める。

(運用状況の公表)

第7条 管理者は、毎年度1回各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（平成18年組合条例第10号）は、廃止する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第16条、第30条又は第40条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正又は削除等については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例第49条の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する苦情の申出については、なお従前の例による。

5 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例（平成18年組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（平成18年組合条例第10号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

6 豊中市伊丹市クリーンランド情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「豊中市伊丹市クリーンランドの保有する個人情報の保護に関する条例（平成18年組合条例第10号。以下「保護条例」という。）第50条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、同条第2項中「保護条例第2条第1号」を「豊中市伊丹市クリーンランド個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年組合条例第1号）第3条第1項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（他の法令との調整）

第12条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問がなされた場合における調査審議の手續については、第5条第4項、第6条第1項及び第3項、第7条、第8条第2項から第6項まで並びに第10条の規定にかかわらず、法及び行政不服審査法の規定による。

2 前項の場合において、第8条第1項中「若しくは第4項又は前条の規定による意見書」とあるのは「又は行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と読み替えるものとする。